

伊賀南部クリーンセンター
精密機能検査業務委託

委託仕様書

伊賀南部環境衛生組合

伊賀南部クリーンセンター精密機能検査業務委託 仕様書

本仕様書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づく廃棄物処理施設の精密機能検査業務（以下「業務」という。）の仕様であり、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）が今後施設を適正に運営するための資料とするものである。従って本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成のために必要な業務については、業務受注者（以下「受注者」という。）の責任において実施するものとする。

第1章 共通仕様

1. 目的

本業務は、伊賀南部クリーンセンターの焼却施設及びリサイクル施設の機能等を維持及び保全するため、施設の概要、運転・維持管理実績等の書類調査、設備・装置の状況等の現場調査及び施設の機能に関する調査を行い、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して必要な改善点を指摘し、改善案を提案するものである。本業務の実施にあたっては、「一般廃棄物処理施設精密機能検査実施要領（昭和52年11月4日環整第95号、部長通知の5項別紙4）」によるほか、本仕様書に示す事項を遵守して行うものとする。

2. 業務名称

伊賀南部クリーンセンター精密機能検査業務委託

3. 業務場所

三重県伊賀市奥鹿野1990番地
伊賀南部クリーンセンター

4. 施設概要

焼却施設	処理能力	95 t / 24 h (47.5 t × 2 炉)
	処理方法	流動床式ガス化溶融炉
リサイクル施設	処理能力	45.5 t / 5 h

5. 履行期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

6. 支払い方法

一括支払い

業務の完了後、受注者の請求により30日以内に支払うものとする。

7. 業務内容

業務内容は、「第2章 特記仕様書」に記する内容とする。

8. 貸与資料

業務の遂行に必要な資料の収集、検討等は原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有するもので貸与して差し支えない資料等は所定の手続きの上、受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料等を業務完了時にすべて発注者に返却するものとする。

9. 業務内容等の説明

業務完了時の成果品提出時及び発注者が必要と認めた場合は、本業務内容について資料を提示し説明を行うものとする。

10. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

11. 秘密の保持

受注者は、本業務において知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。

12. 関連法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関係する法令、規則等を遵守するものとする。

13. 業務の変更等

受注者は、業務の実施に際し業務内容の変更、当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合、その内容について発注者と協議するものとする。

本仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、これを行うものとし、これにより生じた費用は受注者の負担とする。

業務内容の変更に必要な資料等は、受注者が作成することとする。

14. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたっては、発注者の契約約款に定める書類のほか、下記の書類を提出するものとする。

業務の着手にあたって、発注者に下記の書類を提出しなければならない。

1. 着手届

2. 工程表

3. 管理技術者および照査技術者届及び経歴書

(自社の社員であることが確認できる書類及び資格書の写しも提出)

受注者は、業務の完了に際しては、次の書類を提出することとする。

1. 設計業務等完成通知書
2. 成果物引渡し書
3. 契約代金請求書

15. 管理技術者等

(1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの条件を満たす者でなければならない。

- ①技術士法に基づく技術士（登録部門：衛生工学部門又は総合技術監理部門、二次試験の選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか）
- ②建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定を受けた技術管理者（登録部門：廃棄物部門）
- ③シビルコンサルティングマネジャー（RCCM）資格保有者（専門技術部門：廃棄物）

また、各技術者は、自社の社員であること。

これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

16. 検査及び完了の確認

受注者は、業務完了後所定の手続きを経て発注者の検査を受けるものとする。本業務は、別途定める必要書類一式について発注者の検査を受けた後に完了とする。

17. 疑義

本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。

第2章 特記仕様書

1. 協議及び打ち合わせ

受注者は、本業務の遂行にあたっては発注者と十分に協議及び打ち合わせを行うこと。また、施設の状況等を職員等より聞き取りを行い施設の現況を把握すること。

2. 資料の収集・整理

受注者は、業務を進める上で必要な資料の収集・整理を行うこと。

3. 業務の内容

(1) 焼却施設

①維持管理の状況調査

(I) 運転管理実績の調査

下記事項について、過去3年間の実績を調査すること。

a. 搬入実績

年間搬入量、日平均搬入量、月変動係数等。

b. 運転実績

焼却ごみ量、焼却残渣量、電力使用量、用水使用量、薬剤使用量等。

c. 維持管理費

電力費、用水費、薬品費、委託費、補修費等。

(II) 運転状況の調査

a. 管理状況

施設の運転管理体制、法定資格者の配置状況等。

b. 運転状況

受入れ、ガス化熔融、排ガス処理、スラグ搬出、集じん灰処理、排水処理等の工程ごとに日常の運転方法を調査。

c. 定期点検状況

設備装置の定期整備、各種法定点検、法定検査等の実施状況を調査。

(III) 補修整備履歴の調査

各設備の補修履歴を過去3年間について調査すること。

(IV) 定期検査実績の調査

ごみ質、排ガス等の各種検査が定められた項目と頻度で行われているか、また、その結果が関係法令等に適合しているか調査すること。

②設備等状況調査・運転状況調査

(I) 設備等の状況の調査

a. 土木・建築設備

各設備について亀裂、損傷箇所の有無、不同沈下、漏水、浸水の有無等の調査。

b. 機械設備

各設備について、腐食、損傷箇所の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び損耗等の調査。

c. 耐火構造

炉内面の耐火物の状況、特にクリンカの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代の状況等の調査。

d. 電気設備

各設備について、腐食、損傷箇所の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線・安全器の状況等の調査。

e. 配管・弁類設備

各設備について、腐食、損傷箇所の有無、接続箇所の漏水、浸水の有無、その他弁類の作動の良否等の調査。

③運転状況の調査

運転状況調査は、下記の項目をプロセスデータの採取(④(I))として行い、同時に各炉の運転状況、制御状況を中央制御室及び現場機器運転状況により確認すること。

a. ごみ質

b. スラグ物性

c. 飛灰処理物の溶出試験

d. ばい煙(ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物等)

e. ダイオキシン類濃度(排ガス、スラグ、集じん灰、排水)

④施設の機能に関する調査

(I) プロセスデータの採取

各工程の処理機能状況を検討、評価するための必要なプロセスデータを採取すること。

a. 計装データのロギングデータから読み取る。

b. a からでは読み取れないデータは、運転日報から読み取る。

c. a 及び b から読み取れないデータで必要なデータがあれば、現場計器から読み取るかあるいは現場にて測定する。

（Ⅱ）機能評価

受入供給、ガス化溶融、排ガス冷却、通風、集じん灰処理等の処理工程毎に調査当日に実績値（各種分析値及び計装設備のプロセスデータ）と設計基準（計画基準）を比較する。
また、推定計算を行い処理機能进行评估する。

⑤改善点の指摘

以上の結果に基づいて、維持管理上、設備装置上及び処理機能上の課題・改善点を指摘する。

（２）リサイクル施設

①書類調査

（Ⅰ）施設概要

施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等。

（Ⅱ）運転実績調査

搬入量、処理量、処理日数、資源化量、排出量、電力等。

（Ⅲ）維持管理状況調査

運転人数、日常の作業状況、保守点検状況。

（Ⅳ）性能状況調査

処理状況、破碎粒度、選別純度及び回収率について設計基準と比較し、処理機能の検討。

②設備調査

（Ⅰ）土木・建築設備

各設備について、亀裂、損傷箇所の有無、破損、漏水、浸水の有無等の調査。

（Ⅱ）機械設備

各設備について、腐食、摩耗、損傷箇所の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受等のオイル・グリスの補給状況及び損耗等の調査。

（Ⅲ）電気・計装設備

各設備について、腐食、損傷箇所の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他配線・安全器・配管等の状況等の調査。

③改善点の指摘

以上の調査及び検討の結果に基づき、施設の構造及び維持管理上の改善点を指摘すること。

4. 処理機能の比較検討及び評価

各施設の設備・装置の調査結果に基づき、それぞれの機能について維持管理基準、設計基準と比較検討すること。また、必要に応じてプラントメーカーにヒアリングを行うこと。

それぞれの設備・装置について「良」、「要補修」、「要交換」、「要改善」に区分すること。

5. 総括

各調査、分析結果に基づき総括的な評価を行い、改善点を指摘し今後の施設の適正運営のため、とりまとめを行うこと。

6. 提出書類

焼却施設精密機能検査報告書	A 4 製本版	5 部
リサイクル施設精密機能検査報告書	A 4 製本版	5 部
	C D - R	一式

Mie Click Maps



令和 6 年度	第 242731 号	委 託 仕 様 書			伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合			
件 名	伊賀南部クリーンセンター精密機能検査業務委託							
場 所	伊賀市 奥鹿野 地内							
履 行 期 間	契約日から令和7年3月31日まで							
業 務 の 概 要								
伊賀南部クリーンセンターの精密機能検査 一式								

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
伊賀南部クリーンセンター精密機能検査業務委託						
業務原価						
直接原価						
直接人件費		式	1			代価表
直接経費						
1. 成果品		式	1			1号内訳書
2. 旅費交通費		式	1			
計						
間接原価		式	1			
業務原価計						
一般管理費		式	1			
計						
消費税額						
合 計						

代 價 表

[illegible]

